

令和 7 年度農作物有害動植物発生予察情報

注 意 報 第 5 号

令和 7 年 8 月 7 日
山形県病虫害防除所

- 1 病虫害名 いね 斑点米カメムシ類
(アカスジカスミカメ：写真 1、アカヒゲホソミドリカスミカメ：写真 2)
- 2 対象地域 県下全域
- 3 発 生 量 多い
- 4 注意報発表の根拠
ア. 8 月前半巡回調査（8 月 4～5 日）で実施した水田内におけるすくい取り調査（調査地点数：41 か所）の結果、斑点米カメムシ類の発生確認地点率は 39%（平成：29%）でやや高く、平均すくい取り虫数は 2.1 頭（平成：1.3 頭）でやや多い（図 1、2）。
イ. 特に、水田内雑草（イヌホタルイ、ノビエ）が残草している圃場において、斑点米カメムシ類の発生が多く確認されている（図 3）。
ウ. 向こう 1 か月の気温は高いと予報されており、水田内への飛来および加害活動が活発になると推測される。
- 5 防除対策
ア. 薬剤散布は穂揃期および穂揃期 7～10 日後の 2 回を基本とし、徹底する。
イ. 近年、8 月後半以降の加害リスクが増加傾向にあるので、穂揃期 7～10 日後の薬剤散布（基本防除 2 回目）を実施後に水田内のすくい取り調査を行い、斑点米カメムシ類の発生が確認された場合は、基本防除 2 回目の防除から 7～10 日後に補完防除を実施する。
ウ. 水田内にイヌホタルイ等のカヤツリグサ科雑草やノビエが多い圃場では、斑点米カメムシ類の発生が多くなるので防除を徹底する。
エ. 水田周辺の雑草対策は斑点米カメムシ類の水田侵入を助長するので、原則行わない。やむを得ず草刈りを実施する場合は、「山形県病虫害防除基準」を参照し、薬剤散布直前、または、対象薬剤散布後 1 週間以内に実施する。
オ. 収穫期が早まると予想されるため、薬剤の使用基準をよく確認し、収穫前使用日数を厳守する。
カ. 薬剤抵抗性出現を防止するため、同一系統の薬剤の連用を避ける。

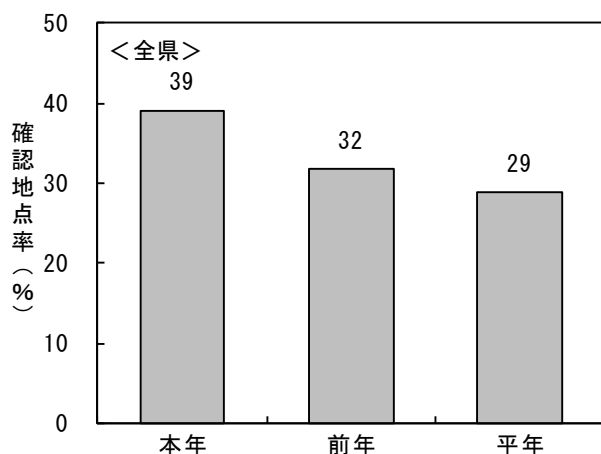


図1 水田内における斑点米カメムシ類の発生確認地点率

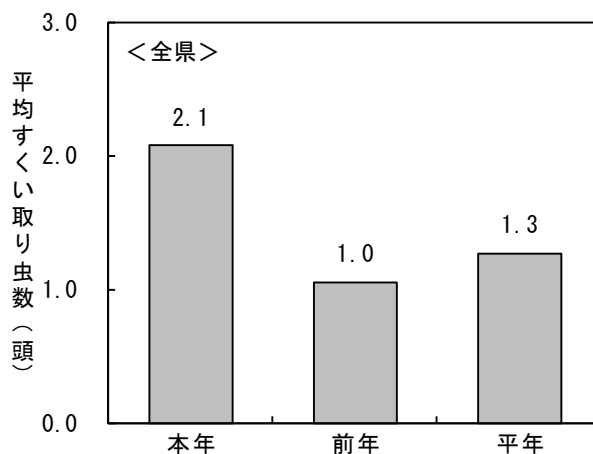


図2 水田内における斑点米カメムシ類の平均すくい取り虫数

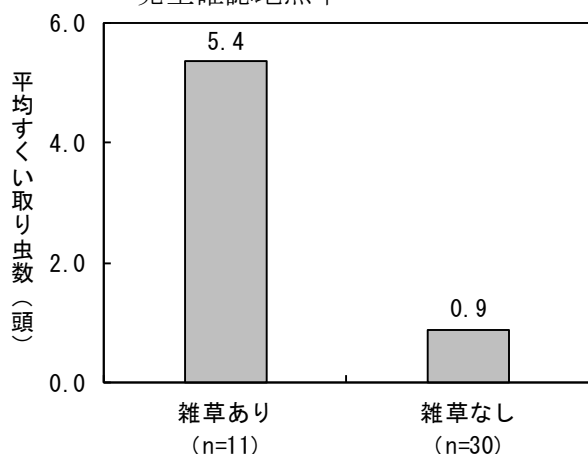


図3 水田内雑草発生有無別における斑点米カメムシ類の平均すくい取り虫数

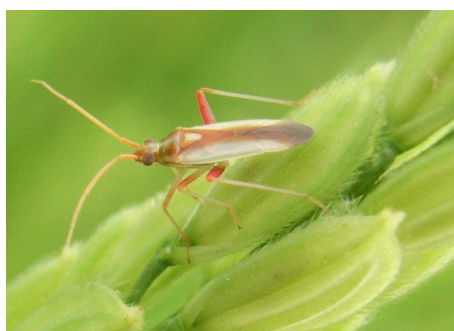


写真1 アカスジカスミカメ



写真2 アカヒゲホソミドリカスミカメ

山形県農薬危害防止運動実施中（実施期間 令和7年6月1日～8月31日）

農薬の使用に当たっては、**農薬使用基準（収穫前使用日数、使用回数など）を遵守する**とともに、周辺圃場の農作物や住宅地等へ飛散しないよう十分留意する。

また、広域的に防除を行う場合は、学校等公共施設、周辺住民、養蜂家等への防除計画の事前周知に努めるとともに、防除従事者は防除衣等の着用や体調管理に努める等、農薬使用による危害防止対策を徹底する。

山形県病害虫防除所	本 所	TEL 023-644-4241	FAX 023-644-4746
	庄内支所	TEL 0235-78-3115	FAX 0235-64-2382

山形県病害虫防除所トップページ	https://agr.in.jp/theme/byogaichubojosho/index.html
農作物有害動植物発生予察情報	https://agr.in.jp/theme/safe_products/yosatsu/index.html